

各条申請受付から許可の流れ

■毎月 10 日 農業委員会事務局にて申請書を受け付けます。

□第 3 条申請〔申請書・謄本・公図・位置図〕

□第 4 条申請〔申請書・謄本・公図・平面、配置図・位置図・雑種地の場合計画書〕

- ・原則、農用地区域での転用は出来ません。（事前に除外が必要です。）
- ・墓地の場合、町民課への届出も必要です。（申請書の添付書類として、写しが必要です。）
- ・転用の面積は、住宅用地「500 m²」、墓地「10～20 m²」を目安としています。

□第 5 条申請〔申請書・謄本・公図・平面、配置図・位置図・雑種地の場合計画書〕

- ・原則、農用地区域での転用は出来ません。（事前に除外が必要です。）
- ・墓地の場合、町民課への届出も必要です。（申請書の添付書類として、写しが必要です。）
- ・転用の面積は、住宅用地「500 m²」、墓地「10～20 m²」を目安としています。

■毎月 10 日～15 日 現地調査の実施

- ・申請地を担当する農業委員、申請者、農業委員会事務局の三者立会いのもと調査を実施します。

■毎月 25 日前後 総会開催

※「第 3 条」については、承認後、許可書の発行となる

■毎月（翌月）10 日 島根県農業会議 常設審議委員会への諮問

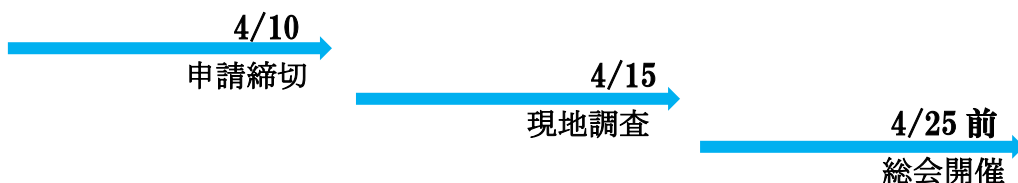
- ・「第 4 条」、「第 5 条」の転用案件については、町の農業委員会総会終了後、事務局が島根県農業会議に諮問します。

■島根県農業会議 常設審議委員会での答申を受け許可となる

※「第 4 条」、「第 5 条」について、農業委員会から許可書を発行する。

【スケジュール】

例



※締切以降に提出された案件については、翌月の総会での審議となります。